2024 年 10 月号

FP 武蔵野グループ

毎年 7 月お客様から元気な便り！

人生 100 年ゴールへ向かって！「3 つの公正証書」

「お蔭様で 9 年目を迎えました。元気で暮らしてます。その節はありがとうございました。」今年も 7 月初めお客様からお礼の電話を頂きました。月日の経つのは早いものです。お客様はご主人を亡くし、子供さんが無く、相続財産をご主人の兄弟姉妹 9 人（その内 5 人は既に他界、甥御、姪御へと世代交代）との間で遺産分割を済ませ一段落した後、突然の腰痛で緊急入院、3 週間ほど入院し、病室の天井を見つめながら「これから一人暮らしの生活拠点を何処にするか」と迷った末、都内の自宅は未練を捨てて処分し「ご主人の実家やお墓」もある生まれ故郷 M 市の自立型併用介護施設に入所することを決めました。市内お城の近く、4 階自立階からは遠く山並みの眺望も良く、部屋は狭いものの施設は充実していて「終の住処」に十分満足できる自宅です。お客様は高校の大先輩、ご主人も恩師の関係で、生前から相続相談を受け、ファイナンシャルプランナー（CFP®）として税理士、司法書士、弁護士、測量士等各専門家と協力して、相続財産の確定、遺産分割協議書の作成、相続税納付、相続登記、確定測量、自宅売却等、80 歳を超え第二の人生にどう向かうか、人生 100 年ライフプラン作成とその実践にお手伝いをすることができました。ご主人から相続財産を受け継ぎ、相続財産を次に引き継いでいく。経済的不安の解消もさることながら、相続財産継承への不安解消、認知症への不安解消し、そして終末医療への不安を解消して、「毎日を motto 楽しく元気よく」過ごす源となっている「3 つの公正証書」のお話しです。

1．　「公正証書遺言」の作成

遺産分割で引継いだ相続財産は現預金、証券、自宅です。子供さんがいないので、万一に備え「公正証書遺言」を作成することにしました。都内公証人役場を 2 回訪問し、お客様は相続財産の分け方について自分の意思を公証人に伝えます。「法定相続人の姉妹達」への気持ちもありますが、これから最後まで面倒を見てくれる「ご主人の実家」の甥御夫婦へ配慮したとのことでした。立会保証人 2 人が公正証書遺言作成の要件の一つです。一人は私、もう一人は私よりずっと若い弁護士さん、当然将来の遺言執行人も引き受けていただきました。公正証書遺言作成にかかった費用は、公証人役場約 11 万円、立会人約 8 万円、合計約 19 万円です。まずは、相続財産承継の不安を解消して「終の住処」へ引越すことができました。

２．　「任意後見契約等公正証書」の作成

介護施設での生活に慣れ、お城を散歩の途中「国民学校時代の同級生」にも会え、夜は同窓生と外食もでき、好きなカラオケにも行ける楽しい時を過ごす中で、約１年が過ぎた頃、やはり自分が認知症になった場合のことも気になり、甥御ご夫婦に受任者になってもらい、任意後見契約を結び、万一病気等で判断能力が不十分な状況になった場合は、日常生活、療養介護、財産の管理に関する事務をお願いすることにしました。今回は、M 市の公証人役場で手続きを済ませ、立会には東京から「公正証書遺言」作成時の若い弁護士さんにも同席していただき、認知症への不安解消手続き完了です。

３．　「尊厳死宣言公正証書」の作成

遺言は英訳すると「WILL」です。自分が亡くなった後自分の意思を伝える（死後の意思）ですが、「LIVING　WILL」という言葉があります。生前の遺言（生前の意思）を伝えることですが、「尊厳死」とか、「安楽死」とか、「平穏死」とか使われていますが、意味合いが直接的でなかなか定着していません。しかし、終末医療を迎えた時、自己判断できず子供等身内もいない場合、縁戚関係者にも迷惑をかけたくないものです。元気なうちに自らの意思表示をしておくことは必要なことです。公証人の前で自分が将来病気、事故、老衰で不時の事態に陥り、死期が迫っている場合に備え、延命措置は一切行わないこと、苦痛を和らげる処置は最大限実施してかまわないこと、人間として尊厳を持って迎えられるよう配慮を希望すこと等記載した「尊厳死宣言公正証書」を作成することで終末医療の不安解消です。

４．　最後に

人生 100 年時代を過ごすには、ある程度経済的基盤もしっかりしていることが必要です。お客様は、昭和 30 年頃 100 万円で購入した都内自宅を何十倍で売却することができ、相続した証券がアベノミクスの恩恵で倍以上になり、ご主人の遺族年金等で月々管理費等の大半がカバーでき日常生活に支障ありません。その後、コロナ禍で外出禁止等不自由になったり、又、コロナ禍が明けても外での会食等は制限されてますが、足腰の痛さはあるものの、「３つの公正証書」を作成したことで、大きな不安は解消されました。後は人生 100 年ゴールへ向かって「毎日を motto 楽しく元気よく」過ごしてください。

ファイナンシャルプランナー（CFP®）
上級相続アドバイザー
公認不動産コンサルティングマスター
三澤　政興